

懲戒処分書

氏名 甲斐 智也

登録番号 8274

事務所 東京都町田市森野2丁目1番8号FDビル2F（町田・横浜FP司法書士事務所）

簡裁訴訟代理等関係業務認定の有無及び認定番号 有 1101145

処分内容及び理由の要旨

主 文

令和6年5月13日から1か月の業務の停止に処する。

理 由

第1 事案の概要

本件は、司法書士甲斐智也（以下「被処分者」という。）が、受任した簡裁訴訟代理等関係業務（以下「本件業務1」という。）及び債務整理業務（以下「本件業務2」という。）の処理を怠ったとして、本件業務1の依頼者である〇〇〇〇（以下「申出人A」という。）及び本件業務2の依頼者である〇〇〇〇（以下「申出人B」という。）から、それぞれ懲戒の申出がされた事案である（以下、申出人Aに係る事案を「第1事案」、申出人Bに係る事案を「第2事案」という。）。

第2 認定事実

以下の事実が、東京司法書士会及び神奈川県司法書士会の調査報告書並びに東京法務局における調査結果その他の一件記録から認められる。

- 1 被処分者は、平成23年11月1日、司法書士となる資格を取得し、平成24年8月6日付け登録番号神奈川第1803号をもって司法書士の登録を受け、同日、神奈川県司法書士会に入会し、同年9月3日、簡裁訴訟代理等関係業務を行う法務大臣の認定を受け、その後、令和元年11月18日付け登録番号東京第8274号をもって変更登録を受け、同日、東京司法書士会に入会し、司法書士の業務に従事している者であり、これまでに懲戒処分歴はない。

(第1事案)

- 2 被処分者は、平成28年5月24日、不法行為に基づく損害賠償請求事件に係る本件業務1を、申出人Aから受任した。申出人Aは、同日、被処分者に対し、本件業務1の着手金として10万8000円を支払った。
- 3 被処分者は、平成28年8月5日、52万6800円及び遅延損害金の支払を求める訴状等を横須賀簡易裁判所に提出し、同年9月12日、原告訴訟代理人として期日に出廷した。
- 4 被処分者は、平成28年10月4日、申出人Aに対し、上記期日において、裁判官から和解勧誘があったこと、被告訴訟代理人から和解案の提示があったことを受けて、①和解に応じるか、②訴えを取り下げた上、他の簡易裁判所に改めて訴えを提起するか、メールにより提案した。申出人Aは、同月5日、被処分者に対し、②の方針を採る旨を、メールにより回答した。
- 5 被処分者は、平成28年10月12日、取下書を横須賀簡易裁判所に提出した。
- 6 申出人Aは、平成29年4月3日、被処分者に対し、本件業務1について、上記4②の方針の下で、訴額を30万円に減じた上、他の簡易裁判所に訴えを提起することを、メールにより改めて依頼した。
- 7 しかし、被処分者は、申出人Aとの連絡を絶ち、本件業務1の処理を放置した。

(第2事案)

- 8 被処分者は、平成29年6月14日、債務整理に係る本件業務2を、申出人Bから受任した。申出人Bは、同日、被処分者に対し、本件業務2の着手金として16万2000円を支払った。
- 9 被処分者は、平成29年12月19日、被処分者の事務所において、申出人Bと面談し、本件業務2の処理に必要な書類を受領した。
- 10 被処分者は、平成30年2月22日、申出人Bからの本件業務2の進捗に係る照会に対し、来週には破産手続開始申立書を郵送する旨を回答したが、その後、申出人Bとの連絡を絶ち、本件業務2の処理を放置した。

第3 処分の量定

- 1 上記第2の6及び7のとおり、被処分者は、平成29年4月3日に申出人Aから改めて訴訟提起の依頼を受けて以降、申出人Aとの連絡を絶ち、本件業務

- 1 の処理を正当な事由なく放置するとともに、上記第2の9及び10のとおり、平成29年12月19日に必要な書類を受領したにもかかわらず、平成30年2月22日に申出人Bから進捗に係る照会を受けて以降、申出人Bとの連絡を絶ち、本件業務2の処理を正当な事由なく放置した。このような被処分者の行為は、司法書士法第2条（職責）、同法第23条（会則の遵守義務）、神奈川県司法書士会会則第85条（品位の保持等）、同会則第93条（依頼事件の処理）、同会則第104条（会則等の遵守義務）に違反する。
- 2 上記1の違反行為は、司法書士及び司法書士法人に対する懲戒処分の考え方（処分基準等）の別表番号11「受任事件の放置」に該当し、懲戒処分の量定としては、「戒告又は2年以内の業務の停止」が相当であるとされている。
- 3 被処分者は、正当な事由なく、本件業務1にあっては申出人Aから懲戒の申出があった平成29年8月16日まで、本件業務2にあっては委任契約が解除された平成30年3月27日まで、相当の期間その業務の処理を放置し、依頼者からの連絡にもほとんど応じないなど、その職務の態様は司法書士に対する国民の信頼を大きく損なうものといわざるを得ない。また、このことについて、依頼者には何らの帰責性も認められない。
- 4 他方で、被処分者は東京司法書士会の注意勧告を既に受けていること等の事情も認められる。
- 5 よって、これら一切の事情を考慮し、司法書士法第47条第2号の規定により被処分者を主文のとおり処分する。

令和6年4月17日

法務大臣